

サイバー対処能力強化法の施行等に関する有識者会議運営要領

令和7年9月19日
サイバー対処能力強化
法の施行等に関する
有識者会議座長決定

サイバー対処能力強化法の施行等に関する有識者会議(以下「会議」という。)の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議の非公開について
会議は非公開とする。

2. 議事要旨の公開について
議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨の一部を公開しないものとすることができる。

3. 配布資料の公開について
会議で配布された資料は、原則として、会議終了後、公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。